

厚生労働省主催による障害保健福祉関係主管課長会議の概要報告

平成18年8月24日……重症心身障害施策に関連する内容のまとめ

全国重症心身障害児(者)を守る会 顧問 山崎 國治

中谷比呂樹障害保健福祉部長の挨拶の要旨

施設の夜間支援体制・強度行動障害者への対応

入所施設の報酬算定要件の緩和・簡素化

就労支援継続事業要件の緩和

事業者が安心して質の高いサービスを提供できる工夫

報酬の日額化に伴う入院時の支援

一時帰宅フォローの評価の設定

今回の追加措置は、厚労省として最後のものとなる

障害者の個人情報漏洩事件につき、情報管理の徹底

主な説明項目

障害児施設利用者負担の見直し

地域活動支援センターと福祉ホームの基準案

地域支援事業のQ & A

重度訪問介護対象者の経過措置

ケアホームの夜間体制及び入所施設の支援体制強化のための診療報酬加算

生活介護・施設入所の報酬算定要件の緩和などの基準・報酬に関する追加措置

利用料見直しの内容

(1) 障害児施設

20歳未満の一般世帯のうち、市町村民税所得割が2万円未満の世帯に、

負担軽減措置を採用

その理由は、一般世帯の平均的な養育費と同額の水準とするため

20歳以上は障害者と同様

今回の軽減措置は、平成21年3月まで

(2) 医療型入所施設・重症心身障害児施設

(ア) 20歳未満及び18歳・19歳の療養介護サービスについては、通常の子育てに必要な

な費用と同様となるよう医療部分の定率負担と食費負担の軽減を行う。

低所得 1(社会福祉法人減免)……………8500円

低所得 2(社会福祉法人減免)……………13300円

所得割2万円未満の一般世帯……………23900円

所得割2万円以上の一般世帯……………45000円

(イ) 20歳以上の費用負担についての変更はない。

低所得 1(個別減免)……………41000円

低所得 2(個別減免)……………55000円

一般世帯……………87280円

(3) 福祉型入所施設

(ア) 20歳未満の利用者負担

低所得 1 (社会福祉法人減免)	8500円
低所得 2 (社会福祉法人減免)	13300円
所得割2万円未満の一般世帯	19600円
所得割2万円以上の一般世帯	45000円

(イ) 20歳以上の費用負担についての変更はない。

低所得 1 (個別減免)	41000円
低所得 2 (個別減免)	55000円
一般世帯	89800円

(4) 福祉型通所施設

(ア) 学齢期前の障害児

保育所の保育料程度の負担水準となるよう、低所得1から市町村民税所得割2万円未満の一般世帯まで、食費負担の軽減措置を拡大した。

低所得 1 (社会福祉法人減免)	9040円
低所得 2 (社会福祉法人減免)	9040円
所得割2万円未満の一般世帯	20500円
所得割2万円以上の一般世帯	28700円

(イ)学齢期(20歳未満)についての変更はない。

低所得 1(社会福祉法人減免)……………	12600円
低所得 2(社会福祉法人減免)……………	12600円
一般世帯……………	28700円

(5)医療型通所施設(肢体不自由児通園施設)

(ア)学齢期前の障害児

低所得 1……………	12240円
低所得 2……………	12240円
所得割2万円未満の一般世帯……………	15500円
所得割2万円以上の一般世帯……………	23700円

(イ)学齢期(20歳未満)についての変更はない。

低所得 1……………	15500円
低所得 2……………	15500円
一般世帯……………	23700円

地域支援事業について

- (1)障害者の地域生活支援に必要不可欠な事業の確実な実施
- (2)現行のサービス水準を低下させないこと
- (3)地域における社会資源、ボランティアの活用など効率的、効果的な取り組み
- (4)都道府県は市町村が事業を円滑に実施できるよう、必要な助言、情報提供
・調整への積極的な支援を行うこと
- (5)10月以降には、障害者サービス、小規模作業所、精神障害者地域生

活支援センターなどが地域活動支援センターに移行困難の場合の経過措置

- (6) 地域支援事業の「その他の事業」に 経過的デイサービス事業 経過的精神障害者地域生活支援センター事業 を創設

と の事業は、平成18年度に限り継続実施

- (7) 地域活動支援センターの区分

基礎的事業(交付税措置)

機能強化事業(国庫補助)

の機能強化事業の三類型は、あくまでも例示であり、事業内容、職員配置、利用者負担等は市町村が地域の実情に応じて柔軟に設定すること

- (8) 地域活動支援センター・福祉ホームの基準案の提示

基準の省令案も9月15日まで、パブリックコメントを募集中

- (9) 「その他事業」の「障害児タイムケア事業」については、「障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的として日中活動の場を提供する事業」の対象者が「障害者等」に拡大され、名称も「日中一時支援事業」に変更した。
(従来 of 在宅障害者等の日帰りショートステイが、この事業に含まれる)

その他

- (1) 障害程度区分認定

判定作業は順調に実施、二次判定で上方修正された事例をまとめた「障害程度区分・二次判定参考資料」が示された。

- (2) 重度訪問介護対象者に対する経過措置

平成18年9月末現在、日常生活支援の支給決定を受けている人で、重度訪問介護の対象者の要件に該当しない人のうち 障害程度区分3以上
日常生活支援と外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える

の二点に該当する人を、障害程度区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とした。

(3) 相談支援専門員の配置

相談支援事業について、専従の相談支援専門員の配置が、人員基準に追加された。

事業所管理に支障がなければ、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することを可能とした。

相談支援専門員は、実務経験(3年、5年、10年)と相談支援事業従事者研修会の受講が要件となる。

(4) 地域生活支援事業の住所地特例

住所地特例は設けていないが、自治体間の調整で決定することが望ましいとの見解を示した。

(5) 障害児施設の基準等

障害児施設の利用者負担、基準・報酬の見直し等に関する省令・告示は、9月15日までのパブリックコメントを募集した後、公布する。

課長会議の配付資料と説明を聞いて(放送)の感想

当日の配付資料は、全体で587頁に及び、説明時間も4時間となった。

その中から、重症心身障害児(者)の施策に関連する事項を選択してまとめた。

具体的な味付けは、市町村事業となる「地域生活支援事業」の施策に盛りられることとなる。

特に、在宅障害児(者)にとっては、毎日の日常生活を支える事業となるだけに、次のような視点からの運動が必要となる。

どのような事業が制度化されているか。

制度化されている事業を活用・利用するための手続きを理解しているか。

利用料の負担は、どのように決められているか。

日常生活の上で、制度化して欲しい施策を提言できるか。

このような視点からの運動によって、満足から一步を進めて納得のできる在宅生活を過ごしたいものである。

「地域生活支援事業」の事業項目とその内容は、平成18年度九州・沖縄ブロック熊本大会の「資料 」「資料 ｣にまとめたので、参照してほしい。

当日の会議説明は、「医療福祉チャンネル774」で放映中である。

当日の配付資料の全文は、社会福祉法人・東京都社会福祉協議会から、「障害者自立支援法・資料集 第13集 ｣として販売されている。

(平成18年9月9日 記)